

第 6 章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1. 景観まちづくりの考え方

本計画で掲げた景観形成の目標や景観施策は、次のような考え方に基づいて推進します。

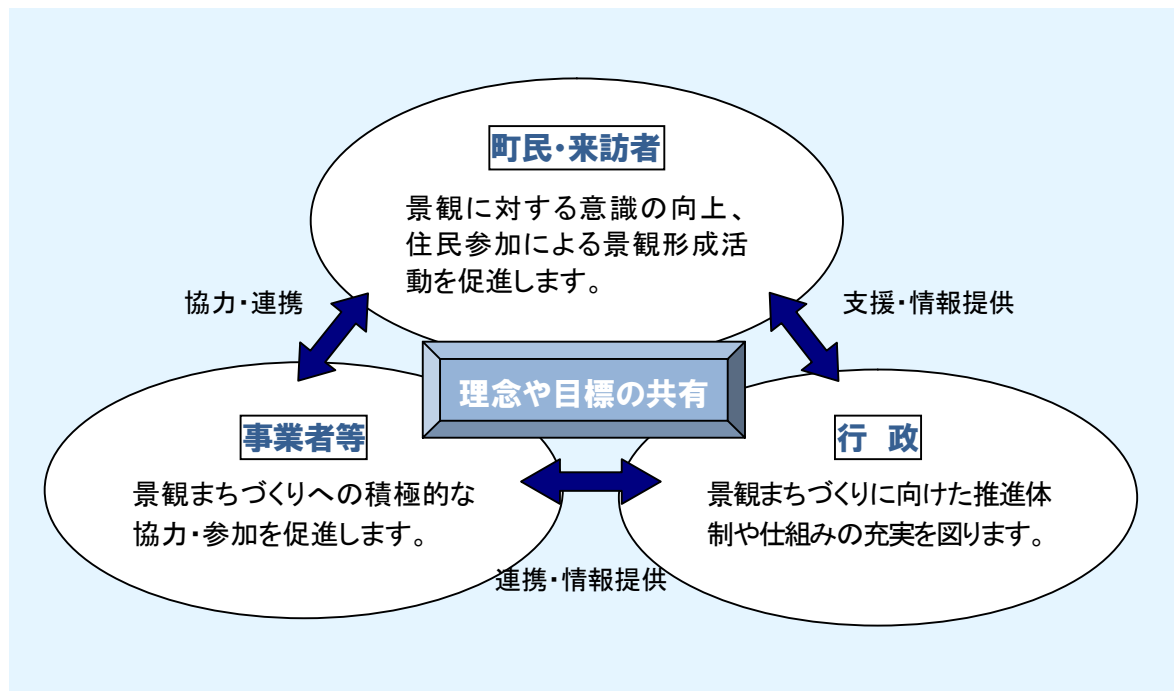
**町民、事業者、行政など、
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。**

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、町民、観光客等を含む多様な来訪者、事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人一人が富士川町の財産である景観の価値や魅力を改めて認識するとともに、本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認め合い、できることから一歩一歩着実に進めて行くことが必要です。

美しい自然や田園景観、富士川舟運の歴史を感じさせる景観など、先人から受け継いだ地域の個性的な風景を守り、より美しく活き活きとしたものに育てていくため、町民や来訪者、事業者、行政など、多様な人々が共に手を携えながら、協働による「景観まちづくり」を推進していきます。

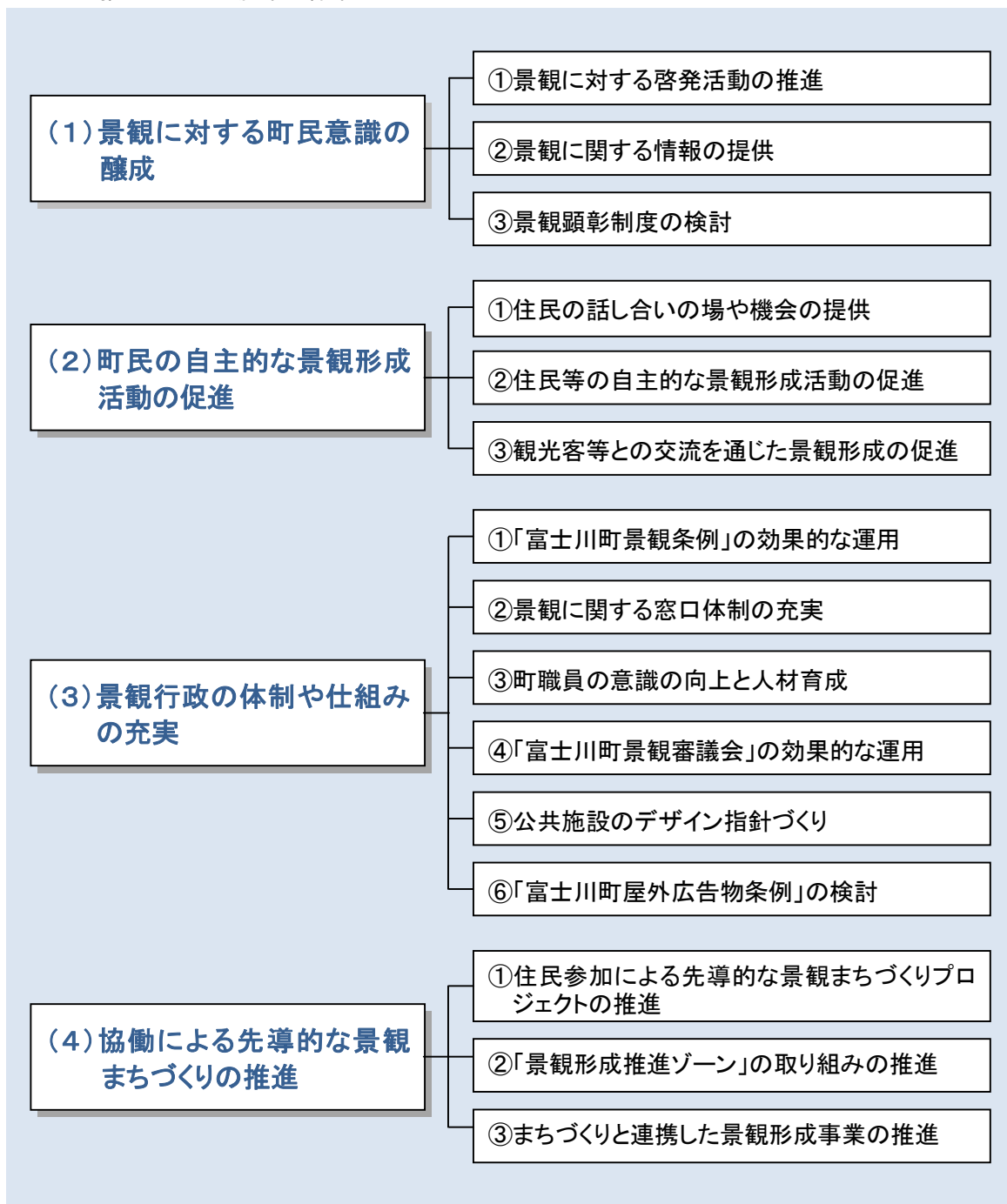
■協働による景観まちづくりの考え方



2. 計画の推進に向けた施策

「富士川町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する町民意識の醸成

① 景観に対する啓発活動の推進

本町の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの住民や観光客、事業者等に知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

■主な啓発活動（例）

- 「富士川町景観計画」のPR用パンフレットの作成
- 「(仮称)富士川町景観百選」の実施(公募による選定、観光PRなど)、景観コンクールの実施
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催、景観懇談会等の開催
- 風景体験イベントの開催(まち歩きイベント、景観クイズラリーなど)
- 地域単位のお宝景観マップの作成、全町的な景観マップの作成
- 四季を通じたPRと啓発活動の充実、景観資源を掘り起こし結びつける「物語性」づくり
- インターネットを活用したPRの充実
- 山梨フィルムコミッションの活用(映画やTVドラマのロケ地など) など

② 景観に関する情報の提供

本町の景観に関する情報を町民・観光客、事業者等が気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点(道の駅富士川、交流センター塩の華など)、富士川町のホームページなどを活用し、次のような景観に関連する情報の提供を推進します。

■提供する主な情報（例）

- 富士川町の景観の紹介(景観マップ、お宝・見所等の特徴的な景観、景観資源、行事・祭事、イベント紹介など)
- 景観の行政窓口に関すること
- 「富士川町景観計画」や「富士川町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観形成活動の支援に関すること
- 町内の景観形成や地域おこしに携わる団体やNPO、サークルの活動に関すること など

③ 景観顕彰制度の検討

町民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、景観に関する優れた取り組み(景観形成活動、建築物、動植物の保全・育成活動、生け垣・オープンガーデン、緑化活動や維持管理、美化活動など)に対する「景観顕彰制度」の創設を検討します。

その選定や表彰にあたっては、町民が参画した審査委員会を設置するなど、住民参加による評価の仕組みづくりについても検討します。



・森林の再生(ますほ里山暮らしを学ぶ会)

(2) 町民の自主的な景観形成活動の促進

① 住民の話し合いの場や機会の提供

町では、第1次富士川町総合計画での「町民対話集会」や、富士川町都市計画マスタープランでの「まちづくり住民会議」におけるワークショップをはじめ、地域や区などでも、地域のまちづくりや景観に関する話し合いの場、活動の場が少しずつ広がりつつあります。

また、各アンケート調査においても、住民の景観に対する関心や景観まちづくりへの参加意向が高いことが伺えます。

住民参加による景観まちづくりを推進するため、住民が景観まちづくりに対して自由に話し合える場（住民懇談会、ワークショップ等）や機会の提供を積極的に図ります。

② 住民等の自主的な景観形成活動の促進

町では、地域や集落ごとに行っている花植え、草刈りや清掃美化活動を始めとして、まち歩きイベントの開催、菴米地区などの棚田の保全活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。

また、その主体も個人からサークルやボランティア、区、商店会、住民団体、事業所、NPOなど様々で、今後の景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした住民主体による自発的な景観形成活動への育成や支援を図り、活動の輪を広げていくため、次のような取り組みを促進します。

■住民等の自主的な活動への支援（例）

- 景観形成活動団体の認定・登録制度の創設
- 「富士川町風景づくり住民懇談会」設置の検討
- 山梨県景観アドバイザー制度の活用、本町独自の景観アドバイザー制度の検討
- 公共施設の計画づくりへの住民参加
- 景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、建築協定、緑地協定、まちなみ協定）など

③ 観光客等との交流を通じた景観形成の促進

町では、大法師さくら祭りや小室山妙法寺あじさい祭りなど、年間を通じて様々な観光交流イベントが行われており、多くの観光客が本町を訪れています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図るとともに、交流を通じて景観への理解を深めることやマナーの向上につながるなど、本町の景観形成と地域活性化が好循環を生み出すよう、参加と協力を促していきます。



・大法師桜祭り



・小室山妙法寺あじさい祭り

(3) 景観行政の体制や仕組みの充実

① 「富士川町景観条例」の効果的な運用

「富士川町景観計画」に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、計画の策定と併せて制定した「富士川町景観条例」の効果的な運用を図ります。

② 景観に関する窓口体制の充実

景観に関する窓口となる専門部署の設置を行なうとともに、町民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能の充実を図ります。

また、景観行政に関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な連絡組織の設置も併せて検討します。

③ 町職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う行政職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④ 「富士川町景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、学識経験者、町民、関係団体、行政等で構成され、景観計画の変更、景観条例の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物および樹木の指定、景観形成推進地区の指定、建築等の行為に関する勧告や命令など、本町の景観行政に関わる事項を審議する組織です。今後、景観行政を推進していく上で、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を行うなど、適切な運用を図ります。

⑤ 公共施設のデザイン指針づくり

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を有しているため、次のようなデザイン指針の作成を検討し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

■ 公共施設のデザイン指針の検討

● 「(仮称)富士川町公共施設デザインガイドライン」の検討

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際して、施設の形態・意匠、色彩、素材など景観上留意すべき事項や住民参加による計画づくりなど、行政や事業者の共通の指針となるデザインガイドラインの策定を検討します。

● 「(仮称)富士川町サイン計画」の検討

公共および民間の情報サイン、誘導サイン、記名サインなどについて、統一感のあるサインを計画的に整備、誘導するため、行政や事業者の共通の指針となるサイン計画の策定を検討します。

⑥ 「富士川町屋外広告物条例」の検討

現在、本町における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき、適切な規制誘導が行われています。

当面は県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしませんが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本町独自の屋外広告物条例の検討を図ります。

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

景観行政が本格的に軌道に乗るまでには一定の期間が必要です。

そうした始動期間を乗り越え、景観形成の取り組みを軌道に乗せていくためには、住民や事業者等の多くの協力を得て、できるところから一歩ずつ進め、その成果を目に見える形にしていくことが重要です。

そのため、次の協働による先導的な景観まちづくりを位置づけ、積極的な推進を図ります。

① 住民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

本町では、櫛形山や源氏山周辺のトレイルランコースやトレッキングルート、大柳川溪谷周辺等のウォーキングコース、住民主体による街中ウォーキングの会などもあり、ふるさととの自然や歴史文化、身近な風景を楽しむ機会として住民や来訪者に親しまれています。

また、町では、利根川の緑道整備や、桜の名所である大法師公園と殿原公園を遊歩道で結ぶ「桜回廊事業」に取り組んでいるところです。

住民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトとしては、この緑道や遊歩道、河川水辺、水路や棚田の風景、眺望等を活かし、より魅力あるものとしていくことを目的に、次のような「(仮称)ふるさと散歩道・桜回廊プロジェクト」の促進を図ります。

このプロジェクトは、「富士川町まちづくり住民会議」*の提案を反映したものとなっており、遊歩道、緑道などの散策ルートや地域に点在する景観資源を活用し、あまり費用をかけずに、多くの町民が楽しんで参加でき、景観に対する住民意識の醸成や景観まちづくりへの波及効果などが期待されます。

■プロジェクトのイメージ

- 「ふるさと散歩道・桜回廊プロジェクト」実行委員会の設置
- 「(仮称)ふるさとの魅力再発見まち歩き」、「(仮称)地域のお宝さがしウォークラリー」等の開催、各種地域交流イベントの開催
- ワークショップ等による散策ルートやフットパスコースの検討、整備方針の検討
- フットパスマップの作成、フットパスガイドの育成・活用
- 社会資本整備総合交付金事業等を活用したフットパスの整備事業など
(眺望場所、ポケットパーク、休憩スポット、サイン、駐車場・駐輪場、トイレ等の整備)

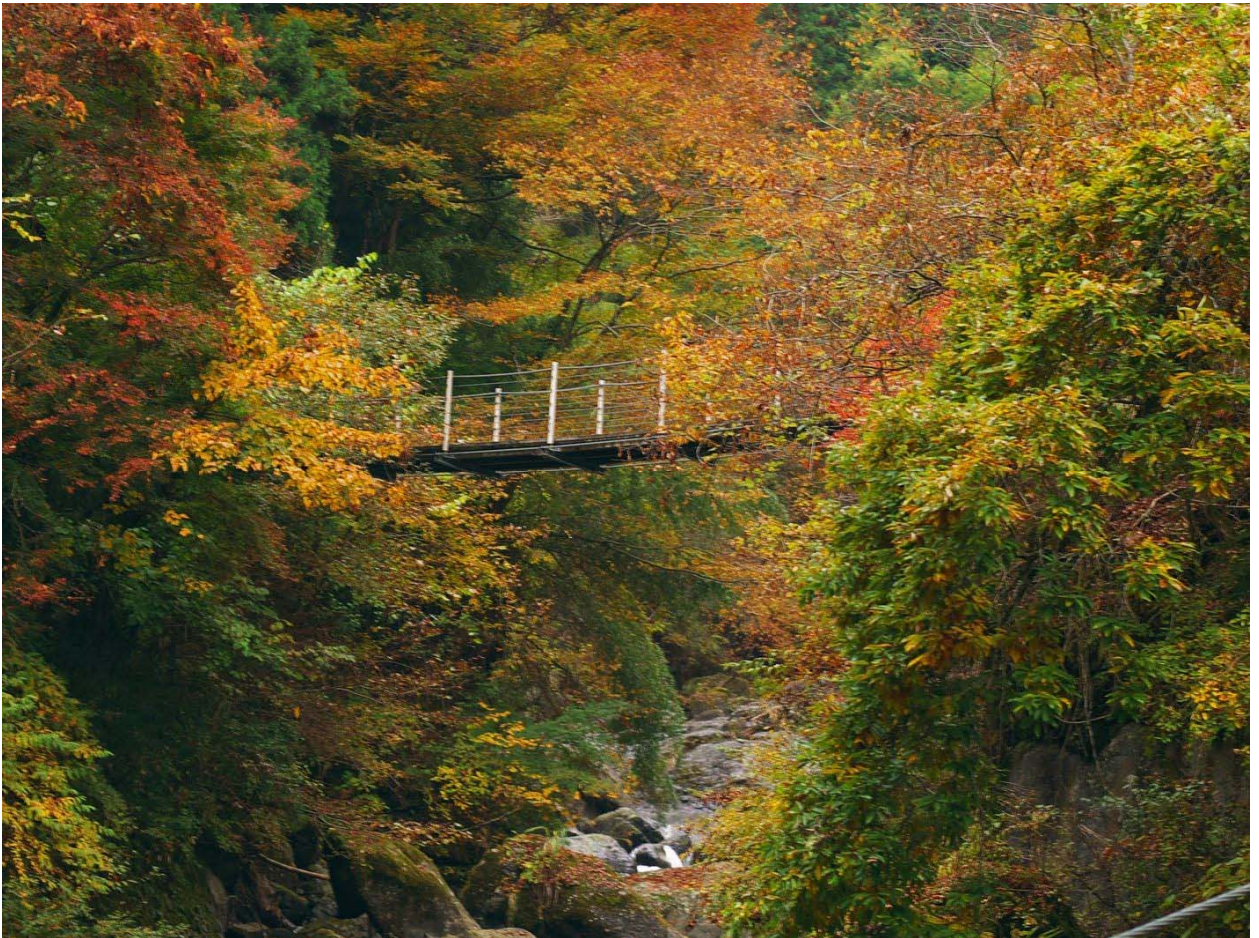
② 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

本計画で、積極的に景観形成を推進すべきゾーンとして取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとしますが、住民の取り組み意欲が高いところから地区の景観形成に関する住民組織（(仮称)景観まちづくり住民懇談会）を設置し、景観条例に基づき「景観形成推進地区」に指定していきます。景観形成推進地区においては、先導的に具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

③ まちづくりと連携した景観形成事業の推進

現在、町で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備やまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

注) * 「富士川町まちづくり住民会議」とは、富士川町都市計画マスタープラン策定に際して設置された住民検討組織で、平成24年12月12日に提案書である「地域まちづくり住民プラン」が町長に提出されました。



・大柳川溪谷の紅葉